

議案第40号

令和5年度宝塚市一般会計補正予算（第10号）

資料10 スポーツ施設指定管理料補正額について利用料補填の根拠

1 スポーツ施設指定管理料補正額について(9,012千円)

本年1月から3月にかけて、各スポーツ施設の改修工事を予定しており、改修工事期間中では、指定管理者の利用料収入が減額となるため、補填を行うものです。

2 利用料補填の根拠

各施設の工事期間に応じて、休止月ごとに新型コロナウイルス感染症の影響などがあった年度を除く、過去3年の収入実績額平均を算出し合算したものです。

(1) 屋外施設（宝塚市立スポーツセンター）

- ・休止期間（予定）は、1月から3月末までとなります。

単位：円

対象月\区分	野球場	多目的グラウンド	テニスコート
1月	71,277	95,150	949,470
2月	100,883	221,130	2,094,373
3月	285,845	435,790	3,003,434
小計	458,005	752,070	6,047,277
合計	7,257,352 ①		

(2) 屋内施設

- ・休止期間（予定）は、剣道場は2月から3月末まで、柔道場は2月中の1週間程度、トレーニング室は2月中の1日程度、温水プールは3月中の10日程度となります。

単位：円

対象月\区分	剣道場	柔道場	トレーニング室	温水プール
2月	232,800	31,533	13,667	—
3月	404,133	—	—	568,533
小計	636,933	31,533	13,667	568,533
合計	1,250,666 ②			

(3) 未広体育館

- ・ 休止期間（予定）は、体育館は3月末にかけての2週間程度、スタジオは2月中の1日程度となります。

単位：円

対象月\区分	体育館	スタジオ
2月	—	3,200
3月	500,000	—
小計	500,000	3,200
合計	503,200	③

(4) 利用料補填額

$$\text{①} + \text{②} + \text{③} = \underline{9,011,218 \text{ 円}}$$